

(年金制度)：米国エリサ法の大改正—その狙いと意義—

1974年制定の米国エリサ法は、1987年の完全積立基準（非継続基準の導入）の大改正を含む大小の改正を繰り返してきたが、この8月に上院を通過した2006年改正は歴史的にも大きな意義を持つ大改正といえよう。巨大年金基金の終了に伴う年金給付保証公社（PBGC）の財政悪化問題やキャッシュバランス制度の法的問題、401(k)制度をめぐるエンロン事件などを解決すべく厳格化された今回の新エリサ法がどう定着するか、今後の動向が注目される。

米国のエリサ法は、世界の企業年金法のモデルとして、常に各国の企業年金関係者に注目されてきた。米国の給付建て年金制度は、エリサ法のもとで、20世紀末まではほぼ順調な発展を遂げてきたが、21世紀に入って多くの問題を抱えるようになってきた。特に、1990年代を通じ好調だった株式市場と高金利は、2000年に入ると大幅な株価下落に加え、金利水準の趨勢的な低下に見舞われ、拠出の休暇（contribution holiday；巨額の剰余金がある年金基金では剰余金を取り崩して拠出金に充当できるため企業の負担がなくなる）を享受していた多くの給付建て年金基金の中には、一転して大きな積立不足に陥る基金も発生してきた。特に、大手航空会社の相次ぐ破綻やGMのような大企業の破綻懸念は年金給付保証公社（PBGC）の急速な財政悪化を招き、給付建て制度そのものの危機まで囁かれるに至っている。例えば、USエアとユナイテッド航空は2004年末から2005年にかけて制度を終了し、年金債務をPBGCに継承したが、両社で100億ドル、さらに他の主要4社の積立不足は220億ドルと言われている。このため、PBGCの単独事業主制度の総積立不足額は、2004年時点で4500億ドルを超えている。このような中で、精緻な規制体系と見られていたエリサ法の欠陥が浮き彫りになってきた。

エリサ法による財政基準は、第302条に30ページも費やして規定されているが、そこでは、いわゆる「継続基準」と「非継続基準」の積立基準が規定されている。継続基準では、最低積立基準として、財政上の数理債務が積立金を上回る不足金額をその発生要因別に償却する規則となっている。それらは、エリサ法導入時積立不足の未償却額、制度改定に伴う積立不足の未償却額、数理上の仮定の変更に伴う増加債務の未償却額、数理計算上の実績損失の未償却額に区分され、それぞれ異なる償却年数が単独事業主制度、多数事業主制度ごとに定められている。非継続基準は「追加的積立要件」とも呼ばれ、「現在債務」と呼ばれるABO（累積給付債務）に類似した年金債務を定義している。この債務の積立率が90%未満の場合には、原則的には「不足削減掛け金」を追加拠出することが義務付けられる。

この規則は一見すると、極めて厳格な積立要件を定めているように見えるが、継続基準では積立基準勘定（Credit Balance）という仕組みがあり、そこでは余裕のあるときに最低積立基準額以上の積立をしておけば、過去に積み立てた積立基準勘定が簿価評価であるため、積立不足があっても最低積立要件に該当しないのであった。事実、ユナイテッド航空は、制度終了まで何ら積立不足の報告義務は課せられていなかったばかりか、特別な救済措置の適用を受ける一方で、給付増額まで行っていたのである。このような致命的な欠陥のあるルールを改革するのが今回の年金保護法の第1の目的である。

以下は、2006 年年金保護法の骨子である。 は、上述の現行規制の抜け穴を塞ぐことや積立の強化を狙う改正であり、例えば、 積立不足は原則 7 年で解消することが要求される、 積立率の低い基金は積立基準勘定の使用を禁止され、また将来の発生給付を減額ないし中止することが求められる、 危機状態に陥った年金基金は、加速掛金の払い込みにより早期回復が求められる、 より正確な年金債務評価を行うためにイールドカーブによる割引を行う、などの改善策が盛り込まれた。

図表 1: 2006 年年金保護法の骨子

	内 容
	時代遅れの単独事業主給付建て年金法の改革
	労働者の立場に立った多数事業主年金制度の改革
	ハイブリッド年金制度についての法的確実性の確立すること
	労働者に意味のある引退保障の保護を提供すること
	高品質の投資アドバイスを利用できる環境を労働者に提供すること
	掛金建ての法律を引退貯蓄を奨励するように近代化すること
	医療給付と長期介護の入手可能性の確保

年金保護法案は、単独事業主制度以外の広範な諸制度についても見直しを行っている。

では多数事業主制度について単独事業主と同様、償却年数の短縮化その他の積立強化の規制を講じた。 では、IBM 訴訟などにより法的な曖昧性が明らかになった、いわゆるキャッシュバランス制度についてエリサ法上で手当てを行ったものである。 では、いわゆる年金制度の情報開示やエンロン事件での 401(k)加入者被害への対策を盛り込んだ。従業員に対し年金制度のリスクについても開示し、また 401(k)制度で企業責任をより強化する内容が含まれる。

では、初めて 401(k)制度などでの専門的かつ自発的な投資アドバイスを認めることにした。従来のエリサ法では、企業は投資教育に責任を持つこととされていたが、投資アドバイスについては個人に属する問題と整理されていた。 は、IRA 制度の拡充のための諸施策を講じるものである。具体的には、補助金等のインセンティブの導入やペナルティの除去などが含まれる。

は、医療保険コストの上昇に対応して、保険会社に低廉な組み合わせ商品の開発を奨励する施策に関する法案である。

この法案の特徴を整理すると以下のようなよう。

- 積立基準が、非継続基準に統一され、積立不足解消期間も一本化されるなど簡素化が図られた
- 年金債務の公正価値評価の考え方が（部分的ではあるが）導入された
- アクチュアリーのカットの幅が狭まり、画一化された
- 危機状態にある基金への行政介入手段が充実した

しかし、これでもなお、多くの欠陥や抜け穴が残っていると指摘する論者もいる。相変わらず、特定業種の年金制度についての特例措置と思しき規定が潜りこんでおり、PBGC に対するモデルハザード対策も不十分である。高品質の投資アドバイスというがリスクな投資信託を勧奨することにより個人投資家に被害をもたらす懸念はないかなど、残された問題も多いようである。今後の行方に注目したい。

（田中 周二）